



岩船寺三重塔 map23Q

春の祭宮大極殿跡 map19P

岩船寺わらわい map23Q

点
のあたりの港は石や木材を荷揚げし、
人荷を運ぶ拠点でした。また、加茂に
石船寺「浄瑠璃寺」「海住山寺」があり
す。この「浄瑠璃寺」「海住山寺」が並んで
す。かつて「奈良京」が置かれたのもこ
で、最先端の関西学術研究都市と歴史
街並みとが融合した地域です。
【ここがおすすめ】 祭宮大極殿跡
浄瑠璃寺／海住山寺



平城宮跡朱雀門 map25K



平城宮跡(東院庭園) map25K

垂仁天皇陵 map26J

写真：奈良市観光協会

世界遺産が連なるのどかな風景
ユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」に
も登録されている平城宮跡。現在、朱雀門、
東院庭園、第一次大極殿が復原され当時の様
姿とすることができます。佐保川に沿って南下す
ると、のどかな田園の中に奈良を代表する名刹
「唐招提寺」「薬師寺」があらわれます。天
平の風を受けながら、のんびりと贅沢な時間
が過ごせます。
【ここがおすすめ】 興福寺／元興寺
春日大社／東大寺 唐招提寺／薬師寺
平城宮跡 唐招提寺／薬師寺



慈光院 map29H



龍田神社 map31F



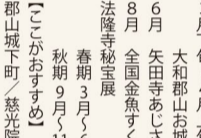
郡山城跡 map28J



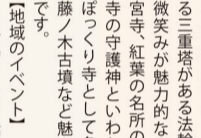
龍田公園 map31E



箱本館「紺屋」 map28J



郡山山下町 慈光院(法隆寺)



【地域のイベント】

3月下旬～4月上旬
大和郡山お祭り
6月 天田寺あじさい園開園
8月 全国金魚すくい選手権大会
法隆寺秘宝展
春秋3月～6月
秋期9月～11月

大和郡山・斑鳩
金魚と出会うまちと聖徳太子ゆかりの地
金魚の町として知られる大和郡山市。数多くある金魚
池が郷愁を誘います。町の中心にある天正8年(158
0)に築かれた郡山城跡。現在は聖門、隅櫓、多門櫓など
が復元され、往時を偲べます。日本さくらの名所百選
にも選定され、市民の憩いの場となっています。城下町
には「錦町」雑穀町など今昔の名が残り、江戸時代
の風情を味わうことができます。
【ここがおすすめ】 聖徳太子ゆかりの寺院が集まる斑鳩の里。日本で最初
に世界文化遺産に登録された法隆寺。法起寺はもちろ
ん、斑鳩三塔のひとつに数えられ
る三重塔がある法隆寺。緑やかな
微笑みが魅力的な弥勒菩薩の中
宮寺。紅葉の名所の龍田川。法隆
寺の守護神といわれる龍田神社。
ほつくり寺として名高い吉田寺。
藤ノ木古墳など魅力溢れる地域
です。



ナガシ山古墳 map34F



唐古・鍵遺跡 map33K



廣瀨神社 map32G

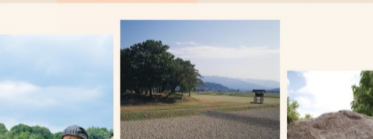


大塚山古墳 map32G

弥生の歴史文化を体験
馬見・田原本
大和盆地のほぼ中央に位置し、
古生時代のムラが営まれた唐
古・鍵遺跡。大規模な環濠集
落で、この時代の中心であっ
たことが考えられています。
また奈良盆地の南部にあたる広陵
町。河合町。大和郡山市にまたがる
馬見丘陵周辺には、日本有数の大型
古墳が密集しています。今は眠る多
くの遺跡がイマジン・ションを膨ら
ませ、歴史浪漫を体感してみましょ
う。
【地域のイベント】
2月21日に近い日曜日
鏡作神社御田懸祭
6月第一日曜日 今里・鍵 蛇巻き
7月中旬土日 津島神社祇園まつり
【ここがおすすめ】
唐古・鍵遺跡／鏡作神社／秦楽寺
馬見丘陵公園



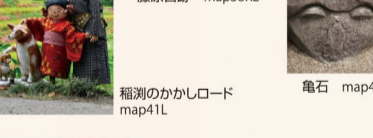
藤原宮跡 map38KL



亀石 map40L



甘程丘からの眺め map40L



石舞台古墳 map41M

日本の国づくりの原点
飛鳥
この自転車ルートの南端に位置する飛鳥
は古代日本の歴史を創り出した地。のど
かな田園風景の中、飛鳥時代の宮
などの史跡が多く発掘されています。今
もどこかで眠る遺跡に浪漫を巡らせた
り、何かが懐かしいと感じる原風景に心が癒
されたりと、訪れる多くの人を魅了して
います。
【地域のイベント】
2月 飛鳥古墳夜桜ライトアップ
3月下旬～4月上旬 飛鳥古墳夜桜ライトアップ
9月 飛鳥夜桜まつり
【ここがおすすめ】 石舞台古墳／岡寺 甘程丘／飛鳥寺

安全のために
ルールを守りましょう。

1. 自転車は車道を走行するのが原則です。
2. 車道は左側を通行しましょう。
3. 歩道を通行する場合は歩行者優先で、車道寄りを徐行運転しましょう。
4. 安全ルールを守ってください。
 - 1) 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止。
 - 2) 夜間はライトを点灯してください。
 - 3) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認を行いましょう。
 - 4) 万一転倒した時に頭を守るため、ヘルメット*を着用してください。

*13歳未満の児童や幼児が運転する場合、その保護者は乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の10)

